

「1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>疾病及びそれが原因となって生じる障がいをしてできるだけ軽減できるよう、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。</p> <p>また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に対する医療サービスの充実に努めます。</p> <p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、乳幼児期の発達を促し、障がいの状態の改善に寄与するとともに、保護者の不安や悩みに応える上でも重要な施策となります。誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育を充実させます。</p> <hr/> <p>1-1 保健・医療サービス等の充実 1-2 早期療育・教育の充実</p>
<p>1 国の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 6 月 3 日施行）（平成 30 年 4 月 1 日） 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行（平成 27 年 1 月） 「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月） 年々、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、地域共生社会の実現に向けて「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行）等が行われました。
<p>2 本市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付に妊娠届出時点での問題点や不安について、個別の状況を確認しながら情報提供や保健指導を行い、分娩・産褥期に起こりうる問題の予測を基に、継続した支援を行っている。 生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」で、毎週火曜日に予約制で、臨床心理士による相談を実施した。リーフレットの配布やホームページ・SNS等にも掲載。相談室に常時予約があり、相談者のニーズに対応した事業を実施した。 「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」での相談を通じて、生駒市子ども・若者支援ネットワークと連携し、自立、就労、復学等の支援を行うほか、居場所づくり事業にも取り組んだ。 保育所等における障がい児保育事業において、保護者との懇談、相談の上、個別の支援計画を作成した。支援計画とは別に、毎月の保育における個別の目標を示した指導計画を作成した。奈良県の事業「子ども地域支援事業」を利用。アドバイザー派遣をお願いし、子どもへの関わり、効果的な支援についてアドバイスを受ける。市健康課、あすなろ等の療育施設との連携 幼稚園における特別支援教育で、各園で加配教員も含めて特別支援会議を行い、園全体での共通理解をはかる。（学期に2回ぐらい）保護者との懇談を行い、個別の支援計画、指導計画を作成し日々保育にあたる。奈良県の事業「子ども地域支援事業」を利用。アドバイザー派遣を依頼し、子どもへの関わり研修をおこなう。ことばの教室、高橋先生の研修会実施。市健康課、あすなろ等の療育施設との連携
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、リハビリを含む現在の通院状況は、「1か月に2回以上」の割合が25.4%と最も高く、次いで「1か月に1回程度」の割合が24.5%、「2～3か月に1回程度」の割合が22.7%となっています。年齢別でみると、他に比べ、0～6歳（就学前）で「1か月に2回以上」の割合が高く、約8割となっています。また、13～15歳（中学生）で「2～3か月に1回程度」の割合が高く、約4割となっています。 障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、医療を受ける上で困っていることは、「特に困っていることはない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「医療費の負担が大きいこと」の割合が23.9%、「通院のための移動が困難であること」の割合が15.5%となっています。
<p>4 次期計画に向けた課題</p>	<p>本市では、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図るとともに、障がい者に対する医療サービスの充実に努めてきました。産後ケア事業等の充実とともに、生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」での相談支援事業等を重点的に取り組んできました。</p> <p>障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、リハビリを含む現在の通院状況は、「1か月に2回以上」の割合が25.4%と最も高く、次いで「1か月に1回程度」の割合が24.5%、「2～3か月に1回程度」の割合が22.7%となっています。年齢別でみると、他に比べ、0～6歳（就学前）で「1か月に2回以上」の割合が高く、約8割となっています。また、13～15歳（中学生）で「2～3か月に1回程度」の割合が高く、約4割となっています。</p> <p>医療を受ける上で困っていることは、次いで「医療費の負担が大きいこと」の割合が23.9%、「通院のための移動が困難であること」の割合が15.5%となっています。</p>

<p>4 次期計画に向けた課題</p>	<p>障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。</p> <p>本市では、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図るとともに、障がい者に対する医療サービスの充実に努めてきました。産後ケア事業等の充実とともに、生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」での相談支援事業等を重点的に取り組んできました。</p> <p>障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、リハビリを含む現在の通院状況は、「1か月に2回以上」の割合が25.4%と最も高く、次いで「1か月に1回程度」の割合が24.5%、「2～3か月に1回程度」の割合が22.7%となっています。年齢別でみると、他に比べ、0～6歳（就学前）で「1か月に2回以上」の割合が高く、約8割となっています。また、13～15歳（中学生）で「2～3か月に1回程度」の割合が高く、約4割となっています。</p> <p>医療を受ける上で困っていることは、次いで「医療費の負担が大きいこと」の割合が23.9%、「通院のための移動が困難であること」の割合が15.5%となっています。</p> <p>障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。</p> <p>また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の充実とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が求められます。</p> <p>さらに、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。</p> <p>本市では、誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育の充実をはかってきました。保育所等における障がい児保育事業や幼稚園における特別支援教育、発音やことば、コミュニケーション等の子どもの発達についての相談や子どもの発達特性に応じた指導等に取り組んでいます。</p> <p>今後も、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。</p>
---------------------	--

「2 地域生活のための総合的な支援体制」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。</p> <p>本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。</p> <p>また、<u>親亡き後、一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能を充実させます。</u></p> <p>多様な障がい者への円滑な福祉サービス提供体制づくりに向け、福祉サービス事業者向けの支援を行います。</p> <p>さらに、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等の様々な相談にも取り組んでいきます。</p> <p>誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指すため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。</p> <p>また、<u>災害発生時において、誰もが安全に避難できるように、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。</u></p> <hr/> <p>2-1 生活支援にかかるサービスの充実 2-2 相談支援の充実 2-3 生活環境の充実</p>
<p>1 国の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 6 月 3 日施行）（平成 30 年 4 月 1 日） ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（平成 29 年 4 月 26 日） ・災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられた。 ・令和 2 年 4 月 1 日に「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」が施行
<p>2 本市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム事業では、一人暮らし高齢者や身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切な対応を行った。 ・災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進では、高齢者、障がい者や難病患者等のうち、災害時、自分ひとりや家族等の手を借りて避難できない方に避難支援員を選任し、災害時に安全に避難できる体制を整えた。
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果をみると、<u>毎日生活を送るうえで、今後、特に必要な支援・サービスについて、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」の割合が 27.6%、「グループホーム・福祉ホーム・入所施設などの生活や居住の場」の割合が 22.1% となっています。</u> ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、現在、障害福祉サービス、児童通所サービスまたは地域生活支援事業を受けているかについては、「受けている」の割合が 40.5%、「受けていない」の割合が 58.3% となっています。現在受けているサービスでは、「移動支援」の割合が 24.6% と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」の割合が 23.2%、「生活介護」の割合が 19.7% となっています。 ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、福祉サービスなどの情報入手先は、「市・県の広報紙」の割合が 34.6% と最も高く、次いで「生活支援センター・相談支援専門員」の割合が 20.8%、「パソコンやスマートフォンなど」の割合が 20.4% となっています。 ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、<u>悩みごとや心配ごとの相談先は、「家族・親せき」の割合が 75.6% と最も高く、次いで「かかりつけの医師・看護師・ケースワーカー・指導員など」の割合が 32.2%、「友人・知人」の割合が 27.9% となっています。</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、<u>災害時に一人で避難できるかについて、「できる」の割合が 44.7% と最も高く、次いで「できない」の割合が 34.0%、「わからない」の割合が 19.7% となっています。災害発生時に支援してほしいことでは、「災害情報を知らせてくれること」の割合が 37.1% と最も高く、次いで「避難場所で障がいに応じたきめ細かな支援をしてくれること」の割合が 36.6%、「必要な治療や薬を確保してくれること」の割合が 34.2% となっています。</u> ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の認知は、「知らない」の割合が 74.3% と高く、「名前だけは知っている」の割合が 17.0%、「内容まで知っている」の割合は 6.6% にとどまっています。

本市では、就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系サービスや障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点機能の充実に取り組んできました。

障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果をみると、毎日生活を送るうえで、今後、特に必要な支援・サービスについて、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」の割合が27.6%、「グループホーム・福祉ホーム・入所施設などの生活や居住の場」の割合が22.1%となっており、情報提供、相談支援の充実が求められています。

また、悩みごとや心配ごとの相談先は、「家族・親せき」の割合が75.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師・看護師・ケースワーカー・指導員など」の割合が32.2%、「友人・知人」の割合が27.9%となっており、公的な相談機関への相談が少ない状況です。

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が求められています。個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実が必要です。

また、本市では、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者の把握及び避難体制整備等の災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組んできました。

障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果をみると、災害時に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が44.7%ととなっています。災害発生時に支援してほしいことでは、「災害情報を知らせてくれること」の割合が37.1%と最も高く、次いで「避難場所で障がいに応じたきめ細かな支援をしてくれること」の割合が36.6%、「必要な治療や薬を確保してくれること」の割合が34.2%となっています。

「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の認知状況は、「知らない」の割合が74.3%と高く、次いで「名前だけは知っている」の割合が17.0%、「内容まで知っている」の割合は6.6%にとどまっており、情報の周知が必要です。

また、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことも必要となります。

コミュニケーションに支障を感じることをある人は、約5割となっており、利用したことがあるコミュニケーション手段は「パソコン・スマートフォンなど」の割合が高く、今後の利用意向も高くなっています。手話が言語であることの普及や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進し、障がいの有無や状態に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要です。

4 次期計画に向けた課題

「3 障がい者理解と権利擁護」についての課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。</p> <p>さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動等、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組み体制を整備していきます。</p> <p>障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの支援の充実に努めます。特に、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について市の広報紙やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図ります。</p> <p>また、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待の未然防止及び万一の発生時には早期対応を図ります。</p> <hr/> <p>3-1 啓発・交流による障がい者理解 3-2 権利擁護に対する支援</p>
<p>1 国の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（平成 28 年 5 月 13 日） ・「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月） ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日） ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 6 月 3 日施行）（平成 30 年 4 月 1 日）
<p>2 本市の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者週間」キャンペーンでは、毎年ポスター展を皮切りに、主要鉄道駅や大型商業施設での啓発物品配布を含む街頭啓発活動を実施している。またキャンペーン活動として福祉センターにおいて講演会、バザー、模擬店等を協力団体とともに実施している。 ・主に福祉教育の一環として幼稚園や小・中学校を中心に、自主製作 DVD も活用しながら、車いす、アイマスク、点字、手話体験等の出前講座を実施している。 ・毎年計画的に手話奉仕員養成講座入門編及び基礎編、聞こえのサポーター講座、点訳講習会、音訳講習会を開催し奉仕員等の養成を図っている。 ・福祉センター事業では、利用者ニーズも把握しながら、各種教室（通年開催）及び短期教室を開催することで、交流の場を提供するとともに、障がい者等の自立や社会参加を促している。 ・特別の教科道徳や総合的な学習のなかで、読み物教材の学習や車いすやアイマスクなどの体験活動を通して、障害者に対する理解を深めた。また、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と交流する機会を持ち、同じ学校や地域の中で思いやりや助け合いながら生活していく大切さを育んだ。 ・全職員を対象に障がい者理解を深めるための研修「サポーター養成研修」を実施した。 ・奈良県地域福祉権利擁護事業実施要綱に基づく奈良県社会福祉協議会との協定書の定めに従い、利用相談や援助、金銭管理のサポートを実施している。
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、生駒市で配布している「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の認知と利用について、「利用していない」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 27.5%、「利用している」の割合が 14.7%となっていますが、平成 29 年度の調査結果と比較すると、「知らない」の割合が大幅に減少しています。 ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、普段のくらしの中での、障がい者への差別や偏見について、「あると感じている（感じた）」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が 30.5%、「わからない」の割合が 14.3%となっています。差別や偏見を感じた機会や場所では、「まちなかでの人の視線や言動で」の割合が 45.5%と最も高く、次いで「就職のとき」、「店での扱いや店員の態度で」の割合が 20.2%となっています。 ・障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、「成年後見制度」の利用について、「わからない」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「今は必要ないが、将来利用したい」の割合が 27.2%、「利用したいとは思わない」の割合が 15.8%となっています。 ・障がい者虐待について、相談・通報の連絡先として市役所内に設置している『障害者虐待防止センター（虐待通報窓口）』について、「知らない」の割合が 76.2%と最も高く、次いで「聞いたことがある」の割合が 17.7%となっています。

本市では、共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進してきました。「障害者週間」キャンペーンや小中学校の福祉教育、障がい者理解を深めるための研修「サポーター養成研修」など重点的取り組んできました。

一方で、障がい者への差別や偏見について、「あると感じている（感じた）」の割合が43.2%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が30.5%、「わからない」の割合が14.3%となっています。差別や偏見を感じた機会や場所では、「まちなかでの人の視線や言動で」の割合が45.5%と最も高く、次いで「就職のとき」、「店での扱いや店員の態度で」の割合が20.2%となっています。

障がいのある人となない人とお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、全ての市民が障がいに対する理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

また、本市では、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの支援の充実に努めてきました。

障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、生駒市で配布している「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の認知と利用について、「利用していない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「知らない」の割合が27.5%、「利用している」の割合が14.7%となっていますが、平成29年度の調査結果と比較すると、「知らない」の割合が大幅に減少しています。

障がい者虐待について、相談・通報の連絡先として市役所内に設置している『障害者虐待防止センター（虐待通報窓口）』について「知らない」の割合が76.2%と最も高くなっています。

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

4 次期計画に向けた課題

「4 障がい者の社会参加と就労支援」についての課題

現計画の方向性	<p>スポーツ・文化活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めます。</p> <p>障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。</p> <p>一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、「障がい者働く応援プログラムいこま」として、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。</p> <p>4-1 社会参加への支援 4-2 就労支援の充実</p>
1 国の動向	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、障害者の法定雇用率が引き上げられた。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関は、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入することとなった(平成 25 年 4 月) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）（平成 28 年 4 月 1 日） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 6 月 3 日施行）（平成 30 年 4 月 1 日）
2 本市の状況	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のスポーツ施設利用促進のため、令和 2 年 4 月から障がい者料金を設定した。 障がい者手帳の提示でイモ山公園プール、滝寺公園プールは使用料免除、井出山屋内温水プールは 16 歳以上半額、15 歳以下は免除となる。
3 アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、外出したり、外出しようとするときに困ることは、「健康や体力面で不安がある、疲れやすいこと」の割合が 33.6%と最も高く、次いで「他人とのコミュニケーションがむずかしいこと」の割合が 30.8%、「電車やバスなどの利用がむずかしいこと」の割合が 26.5%となっています。 障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、コミュニケーションに支障を感じることで、「ない」の割合が 45.5%と最も高く、次いで「時々ある」の割合が 29.6%、「ある」の割合が 22.3%となっています。利用したことがあるコミュニケーション手段は、「パソコン・スマートフォンなど」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「ジェスチャー」の割合が 12.6%、「筆談」の割合が 11.3%となっています。 障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、収入を得る仕事を継続もしくは今後したいかについて、「今の仕事を続けたい」の割合が 36.2%と最も高く、次いで「今のところわからない」の割合が 14.9%、「仕事はしたくない、もしくはできない」の割合が 12.7%となっています。障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされること」の割合が 31.1%、「働き続けるための支援があるなど、職場と支援機関の連携がとれていること」の割合が 28.6%となっています。
4 次期計画に向けた課題	<p>本市では、スポーツ・文化活動などの社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めてきました。</p> <p>障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進してきました。また「障がい者働く応援プログラムいこま」として、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めてきました。</p> <p>障がい者福祉計画に関する市民アンケート結果報告をみると、収入を得る仕事を継続もしくは今後したいかについて、「今の仕事を続けたい」の割合が 36.2%と最も高く、次いで「今のところわからない」の割合が 14.9%、「仕事はしたくない、もしくはできない」の割合が 12.7%となっています。</p> <p>障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされること」の割合が 31.1%、「働き続けるための支援があるなど、職場と支援機関の連携がとれていること」の割合が 28.6%となっています。</p> <p>そのため、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。</p>